

令和5年度 第2回松本市文化芸術振興審議会  
次 第

日 時 令和6年3月19日(火)  
午後3時～午後4時30分  
場 所 大手公民館2階 講義室

1 開 会

2 挨 拶

3 会議事項

(1) 松本市の文化芸術に係る令和5年度の推進状況 (資料1)

(2) 「松本市文化芸術推進基本計画」の見直し (資料2～5)

4 その他

5 閉 会

## 松本市の文化芸術に係る令和 5 年度の推進状況

目 標	令和 5 年度 of 取組目標	推進状況
市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	・松本まちなかアート project の専用 HP による情報発信	・まちなかアート project の Instagram アカウントを作成し、HP に表示 ・HP にイベントカレンダーを追加
	・松本まちなかアート project 推進会議の検討内容受取り	・まちなかアート project 推進会議から提案書の受領 (4 月) 提案内容：芸術文化振興財団内部に「まちなかアート事業部」を創設
	・松本まちなかアート project 実行委員会設立	・4 月 27 日設立総会開催 主軸事業として「第 2 回まつもと街なか大道芸&ジャズフェスティバル」と「映画監督 山崎貴の世界 まちなか出張展」を開催
	・アーティストバンク情報発信	・新規登録 7 件、脱退 1 件 現在 (R6.3) 93 件
	・アーティストバンクまつもと登録者の交流会	・6 月 23 日意見交換会を開催 参加者 6 名
	・アーティストバンク登録者間の事業実施支援	・2 月 23～25 日 登録者 2 名 事業参加者 1,000 人
	・活動の場の提供	・楽都まつもとライブ 松本市ゆかりの音楽家が市街地で幅広いジャンルの音楽を生演奏(月 2 回)松本駅前、信毎メディアガーデン、イオンモールで開催
	・クラフトフェアまつもと 2023 の開催	・5 月 27～28 日 あがたの森公園にて開催 (令和 6 年度で 38 回 40 年目)
・松本市文化芸術表彰	・文化芸術特別栄誉賞 1 名、大賞 1 名、功労賞 1 団体、奨励賞 2 名表彰 ・大賞を受賞された山崎貴氏の映画作品「ゴジラ-1.0」が第 96 回アカデミー賞にて邦画史上初となる視覚効果賞を受賞	

目 標	令和5年度の取組目標	推進状況
松本独自の文化芸術を継承しながら新しい松本の文化芸術を創造する	<ul style="list-style-type: none"> <li>松本市立博物館開館特別展「まつもと博覧会」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10月7日にリニューアルオープンした松本市立博物館の特別展「まつもと博覧会」の企画の1つとして、演劇『サムライたちの職員会議』を開催（11月2～6日）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>マツモト建築芸術祭の実施支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消えゆく名建築をアートが住み着き記憶する「建築芸術祭」（マツモト建築芸術祭行委員会主催、令和6年2月23日から3月24日まで開催）を後援</li> </ul>
さまざまな分野との連携により課題解決や地域活性化につなげる	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療、福祉施設、教育施設等へのアウトリーチ事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8月21日 松本市立病院でOMFによる出前コンサートを患者、医療関係者向けに開催</li> <li>お出かけオルガン（音楽文化ホール主催） <ul style="list-style-type: none"> <li>6月8日 本郷幼稚園</li> <li>6月23日 田川地区福祉広場</li> <li>11月14日 井川城保育園</li> <li>11月24日 神林地区福祉広場</li> <li>11月28日 みつば保育園</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>OMF 実行委員会による、子どもたちが文化芸術に触れる機会の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どものためのオペラ <ul style="list-style-type: none"> <li>県内中学校1年生対象 8月28日、29日</li> <li>市民芸術館で開催</li> </ul> </li> <li>子どものための音楽会 <ul style="list-style-type: none"> <li>県内小学校6年生対象 9月4日、5日、6日</li> <li>伊那文化会館、キッセイ文化ヒールで開催</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>演劇製作のワークショップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山本卓卓氏ワークショップ（市民芸術館主催） <ul style="list-style-type: none"> <li>12月10日から3月24日までのうち8日間</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダンスワークショップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山田うん氏によるダンスワークショップ（市民芸術館主催） <ul style="list-style-type: none"> <li>1月6日キッズジュニア対象に実施</li> </ul> </li> </ul>

「松本市文化芸術推進基本計画」の見直し

- 1 「松本市文化芸術推進基本計画（改訂版）」の策定理由
  - (1) 文化芸術における松本市の目指すべき姿や目標を達成するために、「松本市文化芸術推進基本計画」（以下「基本計画」という。）の方針や施策をより具体的な内容に改訂することで、今後の方向性を示します。
  - (2) 令和5年3月に、国が「文化芸術推進基本計画（第2期）」、長野県が「第2次長野県文化芸術振興計画」を策定しました。「基本計画」を効果的かつ着実に実施するために、国、県の計画の趣旨を踏まえ、第2章及び第3章の内容について必要な改訂を行います。
  
- 2 改訂箇所（案）
  - (1) 第2章 文化芸術基本計画
  - (2) 第3章 計画の評価検証
  
- 3 変更年月  
令和6年度末（予定）
  
- 4 改訂案  
資料3～5のとおり



## 松本市文化芸術推進基本計画（改訂案）

## 第2章

## 1 計画の一部改訂の理由

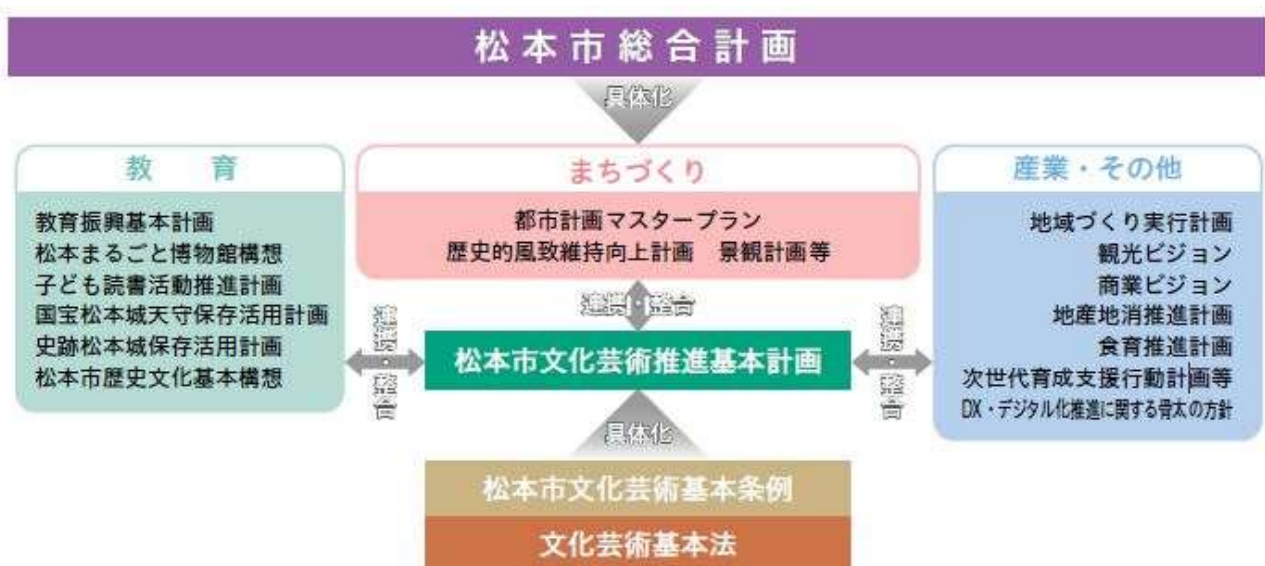
文化芸術基本法第7条の2第1項では、地方公共団体は国の「文化芸術推進基本計画」を参酌し、地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう規定されています。

令和5（2023）年3月に「文化芸術推進基本計画」及び「長野県文化芸術振興計画」が改訂されたことや、社会状況の急激な変化への対応から、計画期間の途中ではありますが、「松本市文化芸術推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を効果的かつ着実に実施するために、国、県の計画の趣旨を踏まえ、第2章及び第3章の内容について必要な改訂を行いました。

目指すべき姿や目標は踏襲することとし、表現や具体的施策の改正を行うことで、計画を着実に推進するものです。

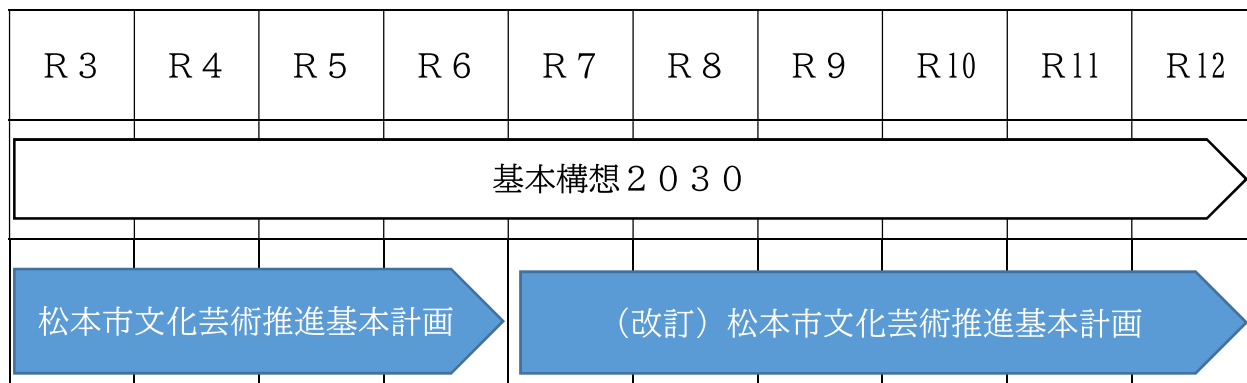
## 2 基本計画の位置づけと計画期間

- (1) 基本計画は、松本市文化芸術基本条例及び【基本構想2030・第11次基本計画】を具現化させる文化芸術分野の個別計画として策定します。
- (2) 文化芸術は、様々な分野に波及効果を及ぼす基盤としての側面を持ちます。基本計画はこの点を踏まえ、まちづくり、教育、産業等の分野の関係する個別計画等との整合を図るようにします。



令和3（2021）年度～令和12（2030）年度（第1期10年間）とします。

(3) 計画期間



3 基本計画の対象とする文化芸術の範囲

文化芸術基本法に規定された次の文化芸術を対象とします。

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術 (次に規定するメディア芸術を除く)
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能 (伝統芸能を除く)
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	松本地域における文化芸術の振興及び地域振興のための公演、展示、 芸術祭、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能 (セイジ・オザワ 松本フェスティバル、信州・まつもと大歌舞伎、松本ぼんぼん、ぼんぼんと青山様、御柱祭など)

#### 4 松本市の文化芸術を取り巻く状況

##### (1) 人口減少と少子高齢化の進行による影響

令和5(2023)年の松本市の人口動態(令和6(2024)年1月1日現在)は、県内市町村で最多の501人の社会増となり、転入者や移住者が多い状況です。一方、自然増減が△1,474人となり、松本市全体の人口としては235,475人(△972人)となりました。

文化芸術分野においては、少子化による担い手不足が問題となっており、伝統文化の継承が今後の課題として挙げられます。また、人口減少は文化芸術活動の鑑賞者や文化施設の入館者の減少にもつながります。

文化芸術分野は、子どもや高齢者を含む全ての人々が心身ともに健康で豊かな生活をおくるために重要であることから、少子高齢社会における需要や市場をより意識する必要があります。持続可能なまちづくりを進めるため、文化芸術の力による心豊かな社会形成を進めるとともに、移住促進及び関係人口の増加が必要となります。

##### (2) 新型コロナウイルス感染症が与えた影響

令和元(2019)年12月に感染が確認されて以降、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症は、文化芸術活動の継続に大きな影響を及ぼしました。緊急事態宣言の発令などにより、文化芸術活動は不要不急のものであるかのごとく扱われ、多くの活動が中止や延期、規模縮小を余儀なくされました。また、地域の礎として機能してきた祭礼や民俗芸能等の伝統行事にも大きな影響を与えました。

一方で、文化芸術活動は世界の平和に寄与するものであるという共通認識により、オンラインの活用による文化芸術活動の継続や、リアルな体験による観客との一体感の共有の重要性が改めて確認されました。

文化芸術活動は人々のウェルビーイングの向上を図るために必要不可欠であり、いかなる状況においても歩みを止めない意識の醸成が重要です。

##### (3) 持続可能な社会の実現

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定及び実施するように努めるものとされています。こうした制度を踏まえ、松本市では「2050ゼロカーボンシティ」(令和4(2022)年6月施行)の表明や「まつもとゼロカーボン実現計画(松本市地球温暖化対策実行計画)」(令和4(2022)年8月改訂)を策定し、持続可能な社会の実現を目指しています。

これに合わせ、各文化施設等の脱炭素社会に向けた取組みや、世界の文化遺産及び自然遺産の保存努力の強化等が必要となります。

#### (4) デジタル化の急速な進展

現代社会は、デジタル化の急速な進展により表現や情報発信の形態が多様化しています。松本市では、情報通信技術の進化と普及に伴い、松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）の重点戦略として「DX・デジタル化」を掲げています。全ての人々が気軽に親しむために、文化芸術分野においてもデジタル技術を活用することが重要です。文化芸術活動とデジタル技術の融合を目指し、可能性を広げる新しい学びへと挑戦していく必要があります。

#### (5) 多様性を認め合う社会づくり

令和5（2023）年3月に制定した「差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例」では、性別、年齢、障がいの有無、性的指向、人種、国籍などそれぞれの違いに寛容なまちづくりを目指しています。人々が、文化芸術活動により他者と交わることで互いを理解し、多様性を認め合うまちづくりに繋げていきます。

また、令和4（2022）年9月には「第4次松本市障がい者計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）」を策定し、障がい者団体と連携した交流機会の場の推進や、生涯学習及び文化芸術活動への参加の促進を目指しています。

### 5 国、県の文化振興政策

#### (1) 文化芸術推進基本計画（第2期）—価値創造と社会・経済の活性化—

政府は、文化芸術基本法の規定に基づき、令和5（2023）年3月に「文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定しました。第2期基本計画は、基本的には第1期基本計画を踏襲していますが、その成果と課題を踏まえた表現の適正化を図りました。

また、我が国の文化芸術を取り巻く状況の変化を踏まえ、文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を創出し未来を切り開くことを目的としています。

#### (2) 障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）

文部科学省及び厚生労働省は、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律第7条に基づき、令和5（2023）年3月に「障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」を策定しました。文化芸術活動を通じて障がい者の個性と能力が発揮され、社会参加が促進されることを目的としています。

### (3) 博物館法の一部改正

昭和26（1951）年制定の博物館法は、社会教育法に基づき、博物館の発展を図ることによって、「国民の教育、学術」とともに、「文化」の発展に寄与することを掲げてきました。

平成29（2017）年に、文化芸術施策の総合的な推進を図るために制定された文化芸術基本法の中では、博物館の充実が「文化芸術に関する基本的な施策」の一つとして位置づけられ、博物館の活動が、文化芸術により生み出された価値の継承・発展や、新たな文化芸術の創造において役割を果たし得ることが示されています。

このように、これまでも博物館に期待されてきた文化の発展に資する役割が、近年制定された文化芸術基本法の中で改めて明確にされていることを踏まえて、令和5（2023）年4月に施行された「博物館法の一部を改正する法律」では、博物館法が、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神にも基づくことを定めています。また、地域の多様な主体との連携及び協力による文化観光などの活動を図り、地域の活力の向上に取り組むことを努力義務化しています。

### (4) 第2次長野県文化芸術振興計画

長野県は、文化芸術基本法第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に基づき、令和5（2023）年3月に「第2次長野県文化芸術振興計画」を策定しました。「文化芸術の価値を高め、支える、ひろげる、つながる、信州のゆたかな未来」を目標に掲げ、地域主体の文化芸術活動の推進を重点的施策として定めています。

## 6 三ガク都松本の文化芸術と目指す姿

文化芸術基本法第4条には、地方公共団体の責務として、文化芸術に関し自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施することが記述されています。文化とは、広義に捉えると人間と人間の生活に関わる総体であり、長い歴史の中で独自の自然環境や社会環境に基づき培われた全ての事柄であるといえます。

松本市は、先人のたゆまぬ努力により歴史を刻み、市民一人ひとりの豊かな感性と創造性により、地域に根差した独自の文化芸術を育んできました。その特性を踏まえ、松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）の基本理念に「豊かさと幸せに挑み続ける三ガク都」を掲げ、市民が「松本らしさ」に誇りを持てるよう、目標や方向性を検討しました。

### (1) 岳（自然豊かな環境に感謝できる）

松本市は、東に標高2,000メートルの美ヶ原高原、西に標高3,000メートル級の峰々が連なる北アルプス山岳が広がり、日本の屋根と言われる山岳地帯から松本平と呼ばれる盆地まで変化に富んだ地勢を形成しています。

周囲を山々に囲まれた複合扇状地の市街地では豊富な地下水がいたる所に湧き出しており、豊かな自然の中に人々の暮らしが溶け込み多様な文化芸術を生み出しています。

### (2) 楽（文化・芸術を楽しむ）

戦後、松本市は民芸による地場産業の復興を計画しました。昭和21（1946）年には日本民藝協会松本支部が結成、昭和37（1962）年には松本民芸館が創館、昭和51（1976）年には松本家具が家具業界で初めて通産大臣から伝統的工芸品に指定されています。全国からものづくりを志す若者が集まる工芸のまちとして栄え、他地域から伝承されたものや松本城下の特性が色濃く残るものなどが数多く継承されています。現在は、全国各地から様々なジャンルの工芸作家が出店するクラフトフェアまつもとが約40年にわたり開催されています。

また、松本市にはその他にも文化芸術を国内外に発信するイベントが多数存在します。これらのイベントはボランティアや市民サポーターによって支えられており、市民の文化芸術への関心の高さが継続的な開催に繋がっています。

### (3) 学（共に生涯学び続ける）

松本市は、明治時代に市民の浄財をもとに初等教育の場として旧開智学校を開校し、大正時代には当時の市年間予算を超える巨費を投じて旧制松本高等学校を誘致するなど、学びを基軸としたまちづくりが行われました。

伝統的に教育や文化を重んずる気風から、公民館数が全国で一番多い長野県の中でも松本市が一番多く、学びの場を設けることを大切にしています。また、登録博物館も多数存在し、学都松本として、学び続ける・共に学ぶ・時代に引き継ぐまちを目指しています。

#### <目指す姿>

文化芸術で人と人がつながり、まちに  
魅力と活気があふれる三ガク都・松本

## 7 松本市の3つの目標

### (1) 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる

市民のウェルビーイングの向上を図るために、文化芸術は必要不可欠です。

性別、年齢、障がいの有無、性的指向、人種、国籍などに関わらず、すべての人が文化芸術を創造し享受することは、社会参加の機会をひらき、心豊かな市民生活と活力ある社会の実現につながります。誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々の笑顔があふれるまちを創造します。

### (2) 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する

松本市では、これまでに数々の優れた文化芸術を国内外に発信し、松本市を代表する作品展示や文化芸術イベントを展開してきました。

また、手仕事の職人が多く住む城下町として栄え、独自の文化を育んできたことから、現在では民間団体が繰り広げるクラフトフェアまつもとやまつもと建築芸術祭などのアート活動が松本の新たな顔となり、国内外に向け発信されています。

「松本らしさ」の継承と創造の源は、市民一人ひとりです。心豊かに生きていくために欠かせない文化芸術の力で、人と人をつなげ、相互に理解し尊重しあえる社会を形成します。

### (3) さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

文化芸術の持続的な発展のためには、社会のあらゆる場面で文化芸術の力が一層活かされていくことが必要です。

教育分野、福祉分野、観光振興などあらゆる分野で文化芸術の力が活用され、また、文化施設や活動団体の連携により、文化芸術が多面的に広がり、市民による文化芸術活動の裾野を広げます。

## 8 施策の体系（及び主な取組み）

別紙4・5のとおり

### 第3章 推進体制と計画の評価検証

#### 1 推進体制

心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図るため、文化芸術行政を推進する体制を明確にし、それぞれが役割を果たし、連携・協働して取組みを進めます。

##### (1) 松本市

文化振興のマネジメント役として、文化芸術推進基本計画に基づく事業を実施するとともに、市民ニーズや社会状況に合わせた適切な進捗管理を行っていきます。

##### (2) 文化芸術団体

文化芸術活動の実践者であり、地域の文化芸術活動の担い手として、後進の指導や育成、団体相互の交流を促進することが期待されます。市と文化芸術団体で協働を図りながら、市民が文化芸術に触れ親しむ機会の提供や継承などの文化芸術振興に取り組めます。

##### (3) 一般財団法人松本市芸術文化振興財団

文化芸術の推進組織として、財団がこれまで文化芸術の分野で担ってきた知識と経験を生かすとともに、財団の事業や組織運営の見直しを図りながら、市との連携により文化芸術の発展を図ります。

#### 2 計画の評価検証

第2章の内容が固まり次第、第2章の内容に沿った評価検証内容を記載します。



## 松本市文化芸術推進基本計画（改訂案） 案①

## 8 施策の体系

文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活力があふれるニガク都・松本	目標1 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	
	基本施策	施策の方向性
	1-1 市民の文化芸術に親しむ機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術に触れる機会の充実</li> <li>・表現の場の創出</li> <li>・多様な情報発信</li> </ul>
	1-2 文化芸術活動者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アートと社会をつなぐ総合窓口の設置</li> <li>・文化芸術イベントのサポーターの育成</li> <li>・文化芸術活動者への支援</li> </ul>
	目標2 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する	
	基本施策	施策の方向性
	2-1 「松本らしさ」を代表する文化芸術の更なる発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的な波及力を持つ事業の更なる展開</li> <li>・民芸、工芸のまちの魅力発信</li> </ul>
	2-2 文化財・伝統芸能の保存と継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財、伝統芸能の継承</li> <li>・文化財の保存と活用</li> </ul>
	目標3 さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる	
	基本施策	施策の方向性
	3-1 さまざまな分野との連携による地域の課題解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育分野との連携</li> <li>・健康、医療、福祉分野との連携</li> <li>・観光分野との連携</li> </ul>
	3-2 文化芸術分野を活用した地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との連携による人口定常化</li> <li>・都市ブランドの向上</li> <li>・関係機関の連携強化による地域活性</li> </ul>

## 9 施策の方向性に基づく主な取組み

## (1) 【目標1】市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる

## ア 【基本施策】市民の文化芸術に親しむ機会の拡充

(ア) 文化芸術に触れる機会の充実

- ・まつもと市民芸術館、音楽文化ホール、波田文化センター、美術館、博物館等文化施設における幅広いジャンルの事業実施及びバリアフリー化
- ・デジタル技術を活用し、オンラインを組み合わせたハイブリッドでの開催やアーカイブ配信
- ・子どもの文化芸術体験の推進

(イ) 表現の場の創出

- ・まちなかアート project による発表の場の創出
- ・公共施設のフリースペースの活用
- ・民間企業や商店街等との連携による表現の場の創出

(ウ) 多様な情報発信

- ・ ホームページ、広報誌等の活用
- ・ 観光団体等と連携した観光客へ向けた情報発信
- ・ 情報社会に応じたSNSやメディアを活用した情報発信

イ 【基本施策】文化芸術活動者への支援の充実

(ア) アートと社会をつなぐ総合窓口の設置

- ・ アーティストや行政、企業、各店舗などの仲介となる総合的な相談、窓口機能新設
- ・ 若手芸術家等の発表の場の創出
- ・ 持続可能な支援となるための人材育成
- ・ 文化芸術分野の総合的な情報収集及び発信
- ・ アートイベント企画側とアーティストをつなぐマッチング

(イ) 文化芸術イベントのサポーターの育成

- ・ あらゆるイベントのサポーターに参加できる仕組みづくり
- ・ サポーターとアーティスト等の交流機会の創出

(ウ) 文化芸術活動者への支援

- ・ 文化芸術活動者のモチベーション向上のための顕彰
- ・ 市民主体の文化芸術イベントへの支援
- ・ 公共施設や空き家を活用した表現の場の提供
- ・ アーティストバンク登録者によるイベント開催の推進

(2) 【目標2】松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する

ア 【基本施策】「松本らしさ」を代表する文化芸術の更なる発展

(ア) 全国的な波及力を持つ事業の更なる展開

- ・ 松本市への新たなファンや観光客を増やすために、長野県内、首都圏、海外へ向けた、長期的かつ定期的な広報
- ・ 「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」や「信州・まつもと大歌舞伎」など、全国的な波及力を持つ事業の継続及び発展
- ・ 「松本まるごと博物館」の基幹施設である松本市立博物館を活用した地域の魅力や情報を発信する事業の展開

(1) 民芸、工芸のまちの魅力発信

- ・ さまざまな場所でのアート活動の推進
- ・ 民間主体事業の更なる支援

イ 【基本施策】文化財・伝統芸能の保存と継承

(ア) 文化財、伝統芸能の継承

- ・ 地域の歴史や文化を知る機会の創出（生涯学習分野での講座開催等）
- ・ 市民の関心を高めることによる担い手確保の取組み支援
- ・ 博物館施設等での展示
- ・ 継承の担い手育成や施設展示の見学による歴史・文化遺産を学ぶ機会の充実

(イ) 文化財の保存と活用

- ・ 地域主体の取組みを念頭とした民間への支援や、行政と民間の連携による文化財の保存と活用
- ・ 伝統産業の振興支援
- ・ 文化芸術分野を観光やまちづくりに活用し新たな価値を創造することによる持続可能な保存活用
- ・ 松本城の世界文化遺産登録に向けた取組みによる保存活動

(3) 【目標3】さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

ア 【基本施策】さまざまな分野との連携による地域の課題解決

(ア) 教育分野との連携

- ・ 活動団体と学校の連携による伝統文化の体験による担い手育成
- ・ 次世代を担う子どもたちが文化財の保存活用について学ぶ学校教育・社会教育の整備
- ・ アウトリーチによる子どもたちへのアート体験の提供
- ・ 中学校の文化部活動の地域移行

(イ) 健康、医療、福祉分野との連携

- ・ 医療施設や福祉施設での文化芸術ワークショップ等の開催による生きがいづくりやこころの健康の増進
- ・ 年齢、性別、障がいの有無に関わらずあらゆる市民と協働する文化芸術の発表機会の創出による、多様性を認め合うまちづくり

(ウ) 観光分野との連携

- ・ 文化財等を活用した市内回遊ルートの設定や文化芸術を組み合わせた体験滞在型の観光形態の確立

イ 【基本施策】文化芸術分野を活用した地域活性化

(ア) 地域との連携による人口定常化

- ・ 市民の文化芸術活動や、活動を志す方をサポートする仕組みづくりによる移住促進強化
- ・ 大型イベント体験の提供

(イ) 都市ブランドの向上

- ・ 松本でしか体験できない独自性の高いイベントの開催による都市ブランドの向上
- ・ 「松本城三の丸エリアビジョン」の推進による、松本城三の丸及びその周辺の歴史の積み重ねや特性を生かしたまちづくり

(ウ) 関係機関の連携強化による地域活性

- ・ (一財) 松本市文化芸術振興財団を中心とした、アーティストや行政、企業、各店舗との連携による文化芸術活動の推進
- ・ 姉妹・友好都市との文化交流による地域文化の更なる発展

## 松本市文化芸術推進基本計画（改訂案） 案②

## 8 施策の体系及び主な取組み

【目指す松本市の姿】

文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と  
活気があふれる三ガク都・松本

## 目標1 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる

基本 施策	施策の方向性	主な取組み
市民の文化芸術に親しむ機会の拡充	文化芸術に触れる 機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まつもと市民芸術館、音楽文化ホール、波田文化センター、美術館、博物館等文化施設における幅広いジャンルの事業実施及びバリアフリー化</li> <li>● デジタル技術を活用し、オンラインを組み合わせたハイブリッドでの開催やアーカイブ配信</li> <li>● 子どもの文化芸術体験の推進</li> </ul>
	表現の場の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まちなかアートprojectによる発表の場の創出</li> <li>● 公共施設のフリースペースの活用</li> <li>● 民間企業や商店街等との連携による表現の場の創出</li> </ul>
	多様な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ホームページ、広報誌等の活用</li> <li>● 観光団体等と連携した観光客へ向けた情報発信</li> <li>● 情報社会に応じたSNSやメディアを活用した情報発信</li> </ul>
文化芸術活動者への支援の充実	アートと社会をつな ぐ総合窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アーティストや行政、企業、各店舗などの仲介となる総合的な相談、窓口機能新設</li> <li>● 若手芸術家等の発表の場の創出</li> <li>● 持続可能な支援となるための人材育成</li> <li>● 文化芸術分野の総合的な情報収集及び発信</li> <li>● アートイベント企画側とアーティストをつなぐマッチング</li> </ul>
	文化芸術イベントの サポーターの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あらゆるイベントのサポーターに参加できる仕組みづくり</li> <li>● サポーターとアーティスト等の交流機会の創出</li> </ul>
	文化芸術活動者への 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化芸術活動者のモチベーション向上のための顕彰</li> <li>● 市民主体の文化芸術イベントへの支援</li> <li>● 公共施設や空き家を活用した表現の場の提供</li> <li>● アーティストバンク登録者によるイベント開催の推進</li> </ul>



## 目標2 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する

基本 施策	施策の方向性	主な取組み
「松本らしさ」を代表する文化 芸術の更なる発展	<u>全国的な波及力を持つ事業の更なる展開</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>松本市への新たなファンや観光客を増やすために、長野県内、首都圏、海外へ向けた、長期的かつ定期的な広報</u></li> <li>● 「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」や「信州・まつもと大歌舞伎」など、<u>全国的な波及力を持つ事業の継続及び発展</u></li> <li>● 「松本まるごと博物館」の基幹施設である松本市立博物館を活用した<u>地域の魅力や情報を発信する事業の展開</u></li> </ul>
	民芸、工芸のまちの 魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>さまざまな場所でのアート活動の推進</u></li> <li>● <u>民間主体事業の更なる支援</u></li> </ul>
文化財・伝統芸能の保存と継承	<u>文化財、伝統芸能の継承</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>地域の歴史や文化を知る機会の創出（生涯学習分野での講座開催等）</u></li> <li>● <u>市民の関心を高めることによる担い手確保の取組み支援</u></li> <li>● <u>博物館施設等での展示</u></li> <li>● <u>継承の担い手育成や施設展示の見学による歴史・文化遺産を学ぶ機会の充実</u></li> </ul>
	文化財の 保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>地域主体の取組みを念頭とした民間への支援や、行政と民間の連携による文化財の保存と活用</u></li> <li>● <u>伝統産業の振興支援</u></li> <li>● <u>文化芸術分野を観光やまちづくりに活用し新たな価値を創造することによる持続可能な保存活用</u></li> <li>● <u>松本城の世界文化遺産登録に向けた取組みによる保存活動</u></li> </ul>

### 目標3 さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

基本 施策	施策の方向性	主な取組み
さまざまな分野との連携による地域の課題解決	教育分野との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活動団体と学校の連携による伝統文化の体験による担い手育成</li> <li>● 次世代を担う子どもたちが文化財の保存活用について学ぶ学校教育・社会教育の整備</li> <li>● アウトリーチによる子どもたちへのアート体験の提供</li> <li>● 中学校の文化部活動の地域移行</li> </ul>
	健康、医療、福祉分野との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療施設や福祉施設での文化芸術ワークショップ等の開催による生きがいづくりやこころの健康の増進</li> <li>● 年齢、性別、障がいの有無に関わらずあらゆる市民と協働する文化芸術の発表機会の創出による、多様性を認め合うまちづくり</li> </ul>
	観光分野との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>文化財等を活用した市内回遊ルートの設定や文化芸術を組み合わせた体験滞在型の観光形態の確立</u></li> </ul>
文化芸術分野を活用した地域活性化	地域との連携による人口定常化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の文化芸術活動や、活動を志す方をサポートする仕組みづくりによる移住促進強化</li> <li>● 大型イベント体験の提供</li> </ul>
	都市ブランドの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 松本でしか体験できない独自性の高いイベントの開催による都市ブランドの向上</li> <li>● 「松本城三の丸エリアビジョン」の推進による、松本城三の丸及びその周辺の歴史の積み重ねや特性を生かしたまちづくり</li> </ul>
	関係機関の連携強化による地域活性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (一財)松本市文化芸術振興財団を中心とした、アーティストや行政、企業、各店舗との連携による文化芸術活動の推進</li> <li>● 姉妹・友好都市との文化交流による地域文化の更なる発展</li> </ul>